

南砺市空家等対策計画

【資料編】

目 次

I. 空家関連法規・条例

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法.....	(1)
(2) 南砺市空き家等の適正管理に関する条例.....	(5)

II. 空家対策協議会

(1) 委員名簿.....	(8)
(2) 空家対策協議会等の開催経過.....	(9)

III. 空家関連施策実績

(1) 南砺市による施策実績.....	(10)
(2) 民間による施策実績.....	(21)

I. 空家関連法規・条例

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

- 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
 - 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
 - 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一條 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 國土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 南砺市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年3月24日 条例第1号）

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空き家が管理不全な状態となったとき、又はそのおそれがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心できる暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)その他 の工作物で、現に使用されていないもの又はこれに類する状態のもの及びその敷地をいう。

(2) 所有者等 空き家等を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(3) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 老朽化、自然災害その他の事由により、建築物その他の工作物が倒壊し、又はその敷地内の立木が倒木し、若しくは建築材若しくは敷地内の資材等が飛散するおそれがあることによって、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者に建築物に侵入されるおそれがある等、防火及び防犯上不適切な状態

ウ 草木の著しい繁茂又は動物、害虫等が相当程度に繁殖することによって、人の生命、身体若しくは財産又は周辺の生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがある状態

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等の所有者等と、当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事による解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、空き家等の対策に関し必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、所有者等が行う空き家等の適正な管理について、必要な支援を行うものとする。

(情報提供)

第6条 市民は、適正な管理が行われていないおそれがある空き家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第7条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は適正な管理が行われていないおそれがある空き家等を発見したときは、この条例の施行に必要な範囲内において、当該空き家等の状況、その所有者等について調査することができる。

(立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な範囲内において、職員に当該空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な意見を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を実施する際は、職員及びこれに同行する者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第9条 市長は、第7条又は前条の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、適正な管理のための必要な措置について、助言し、及び指導することができる。

(勧告)

第10条 市長は、前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとするときは、第14条に規定する南砺市空き家等対策審議会(以下第13条までにおいて「審議会」という。)の意見を聞くものほか、当該命令に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(代執行)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるとときは、審議会の意見を聴いて行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により代執行を行ったときは、これに要した費用を空き家等の所有者等に請求することができる。

(南砺市空き家等対策審議会)

第14条 この条例の適正な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、南砺市空き家等対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 市長は、必要に応じて次に掲げる事項について審議会に諮問し、審議会はその意見を述べるものとする。
 - (1) 第11条に規定する命令に関すること。
 - (2) 第12条に規定する公表に関すること。
 - (3) 前条に規定する代執行に関すること。
 - (4) その他市長が特に必要と認めること。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、第2項に規定する諮問に関する事項に優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(緊急安全措置)

第15条 市長は、第7条又は第8条の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又

は財産に危険が切迫していると認めるときは、これを回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を執ることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空き家等の所有者等に請求することができる。
- 3 市長は、緊急安全措置を実施しようとするときは、当該空き家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 緊急安全措置の実施の概要

(2) 緊急安全措置の概算費用

(3) 所有者等の費用負担

(警察その他の関係機関との連携)

第16条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関と必要な措置について協議し、連携した対応を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

II. 空家対策協議会

(1) 委員名簿

役職	氏 名	法に基づく役職	性別
市長	田中 幹夫	市長	男
顧問弁護士	林 衛	法務	男
大学准教授	横山 天心	学識経験者	男
富山県建築土会	藤井 一彦	建築	男
富山県宅地建物取引業協会	山田 由理枝	不動産	女
市議会議員	長井 久美子 (向川 静孝)	市議会議員	女 (男)
南砺市自治振興会連合会	古瀬 正嗣	地域住民	男
公募委員	松平 保夫	公募委員	男
公募委員	山川 さつき	公募委員	女
公募委員	多賀野 香菜子	公募委員	女
事務局	吉澤 昇	南砺市 市民協働部 部長	
	市川 孝弘	南砺市 市民協働部 南砺で暮らしません課 課長	
	江川 裕介 (中島 吉範)	南砺市 市民協働部 南砺で暮らしません課 係長	

() は前任者

(2) 空家対策協議会等の開催経過

	開 催 日	概 要
第1回協議会	平成28年10月14日（金）	・計画目的・空家等の現況に関する情報共有 ・論点（課題）に関する意見交換
第2回協議会	平成29年6月28日（水）	・計画素案に関する協議
第3回協議会	平成29年8月29日（火）	・計画素案（改訂版）に関する協議
パブリックコメント	平成29年8月30日（水） ～ 9月18日（月）	・計画素案に関する市民からの意見聴取

III. 空家関連施策実績

(1) 南砺市による施策実績

○ 南砺市空き家情報発信事業（南砺市空き家バンク）の概要

表 南砺市空き家情報発信事業（南砺市空き家バンク）登録件数

年度	売買	賃貸	計
平成 25 年度	21	4	25
平成 26 年度	24	4	28
平成 27 年度	12	5	17
平成 28 年度	15	7	22
計	72	20	92

資料) 南砺で暮らしません課資料（平成29年3月末現在）

表 南砺市空き家情報発信事業（南砺市空き家バンク）成約件数

年度	売買	賃貸	取り下げ	計
平成 25 年度	10	2	8	20
平成 26 年度	7	4	9	20
平成 27 年度	5	6	4	15
平成 28 年度	2	2	1	5
計	24	14	22	60

資料) 南砺で暮らしません課資料（平成29年3月末現在）

○ 空き家バンク活用促進事業補助金の概要

表 南砺市空き家バンク活用促進事業補助金の補助対象者・補助金額

	売 却	賃 貸
空き家バンク登録者	○住宅売却促進補助金 • 売買代金の 10 分の 1 (10 万円限度) を補助	○賃貸借促進補助金 (入居 1 年を経過後) • 年間家賃の 5 分の 1 (5 万円 限度) を補助
空き家バンク利用者	○購入住宅改修等補助金 • 増築、改修等の経費の 10 分の 1 (20 万円限度) を 補助	○賃貸住宅改修等補助金 • 増築、改修等の経費の 5 分の 1 (10 万円限度) を補助

表 南砺市空き家バンク活用促進事業補助金の実績

年度	登録	利用	計
平成25年度	6	2	8
平成26年度	8	6	14
平成27年度	4	5	9
平成28年度	2	1	3
計	20	14	34

資料) 南砺で暮らしません課資料 (平成29年3月末現在)

○ 定住奨励金の概要

表 定住奨励金の対象者・交付額

	対象者	交付額
転入奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年以上市外に居住している方で、市内に定住を目的として住宅用地と住宅を取得して転居する方 ○ 5年以上市外に居住していた方で、平成20年4月1日以降に南砺市に転入し、2年内に同一敷地外に新たに住宅用地と住宅を取得して転居する方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年3月31日以前の転入の方 <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅：50万円 ・中古住宅：30万円 ○ 平成27年4月1日以降に転入の方 <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅：100万円 ・中古住宅：60万円 <p>※加算制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者を除く世帯員一人につき、5万円が加算
持ち家奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に居住している方 ○ 市外での居住が5年未満の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅：30万円 ・中古住宅：10万円

表 定住奨励金の実績

年度	転入奨励金		持ち家奨励金		計		
	新築住宅	中古住宅	新築住宅	中古住宅		新築住宅	中古住宅
平成20年度	7	1	34	3	45	41	4
平成21年度	3	1	49	13	66	52	14
平成22年度	9	1	42	1	53	51	2
平成23年度	6	1	42	6	55	48	7
平成24年度	5	4	29	10	48	34	14
平成25年度	10	1	43	8	62	53	9
平成26年度	14	6	63	12	95	77	18
平成27年度	11	8	32	7	58	43	15
平成28年度	24	10	44	2	80	68	12
計	89	33	378	62	562	467	95

資料) 南砺で暮らしません課資料（平成29年3月末現在）

○ 民間賃貸住宅居住補助金の概要

表 民間賃貸住宅居住補助金の対象者・交付額・交付期間

	定 義	交付金額	交付期間
転入世帯	・南砺市へ転入した日から、民間賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満で、転入の日前1年間市外に居住していた世帯	・月額1万円	・1年間
新婚世帯	・婚姻届を提出した日から1年以内の夫婦のいる世帯	・月額1万円	・2年間
転入でかつ 新婚世帯	・転入世帯で、かつ、新婚世帯である世帯	・月額2万円	・2年間 (2年目は1万円)
転入でかつ 学生世帯	・転入世帯で、かつ、大学・短大・専門学校等の学生のいる世帯	・月額2万円	・2年間
山間過疎地域の 高校生世帯	・旧平・上平・利賀村出身の高校生等のいる世帯で南砺市内の民間賃貸住宅に新たに居住する世帯	・月額2万円	・3年間

表 民間賃貸住宅居住補助金の実績

年度	転入世帯	新婚世帯	転入新婚 世帯	転入学生 世帯	高校生 世帯	前年分	前々年分	計
平成24年度	15	9	19	0	—	—	—	43
平成25年度	32	9	39	1	—	37	—	118
平成26年度	35	8	40	0	2	62	18	165
平成27年度	31	6	35	2	1	71	30	176
平成28年度	35	12	27	2	2	61	35	174
計	148	44	160	5	5	231	83	676

資料) 南砺で暮らしません課資料(平成29年3月末現在)

○ 空き家活用事業補助金の概要

表 空き家活用事業補助金の概要・実績

概 要	<ul style="list-style-type: none">○対象<ul style="list-style-type: none">・老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅の活用を行う場合○補助限度額<ul style="list-style-type: none">・400万円○補助率<ul style="list-style-type: none">・3分の2
活用実績	なし

資料) 南砺で暮らしません課資料（平成29年3月末現在）

○ 商店街空き店舗対策支援事業補助金制度の概要

表 商店街空き店舗対策支援事業補助金制度の対象者・交付額

	対象者	補助対象経費	補助限度額・補助率
空き店舗等改裝事業		○店舗等の改裝費、設備設置費等開業に必要な経費(市内業者に発注するもの)	○補助限度額 ・ 300万円 ・ 360万円(移住者) ○補助率 ・ 10分の6以内
経営補助事業		○店舗等の賃借料、原材料購入費(市内業者から仕入れするもの)	○補助限度額 ・ 25千円／月(賃借料) ・ 10千円／月(原材料購入費) ※各最長3年間 ○補助率 ・ 2分の1以内
雇用促進事業	○中心市街地の空き店舗等を利用して小売業、宿泊業、サービス業又は飲食業を開業しようとする方	○新たに雇用する従業員(市内在住者)の賃金	○補助限度額 ・ 25千円／月 ※各最長1年間 ○補助率 ・ 2分の1以内
販売促進事業		○販路開拓に係る広告宣伝費(市内業者に発注するもの)	○補助限度額 ・ 80万円(3年間累計) ○補助率 ・ 2分の1以内
利子補給事業		○開業時に係る融資額の支払い利子	○補助限度額 ・ 30万円(3年間累計) ○補助率 ・ 3分の2以内

表 商店街空き店舗対策支援事業補助金制度の実績

年度	空き店舗等 改装事業	経営補助事業 (店舗借上)		販売促進事業
		継続分	新規	
平成26年度	7	21	11	—
平成27年度	6	20	6	3
平成28年度	3	21	3	3
計	16	61	20	6

資料)商工課資料(平成29年3月末現在)

○ 南砺で住んでみられ事業「体験ハウス」の概要

概 要	
施設概要	・城端体験ハウス 南砺市城端（街中） ・西赤尾体験ハウス 南砺市西赤尾町（山間地） ・太美山体験ハウス 南砺市嫁兼（里山）
利用概要	・1泊以上30泊以内 ・一般 1,000円/泊、小学生以下無料



資料) 南砺市資料

○ 世界遺産に住まんまい家プロジェクト（平地域）

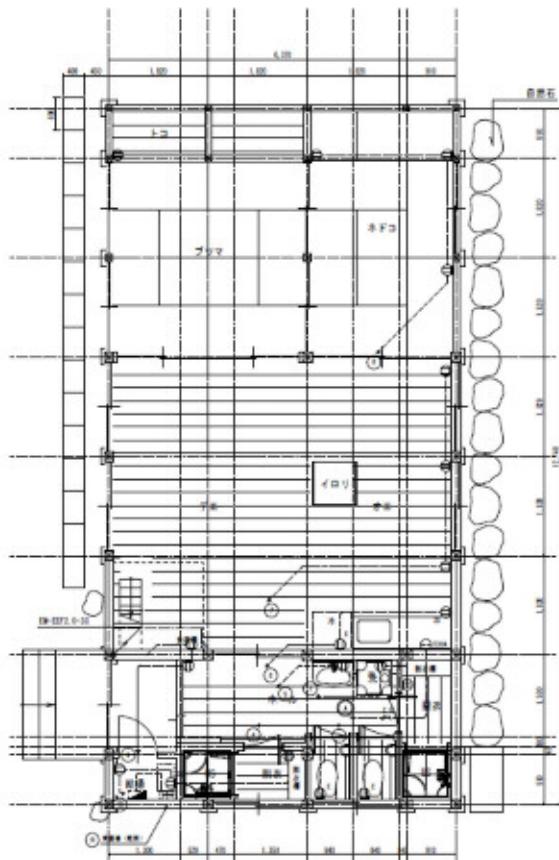
概 要	
住宅概要	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：国選定相倉重要伝統的建造物群保存地区内 名称等：旧高田家 屋号 「七平（しちべい）」 所有者：南砺市 管理者：財団法人世界遺産相倉集落保存財団 構造等：木造2階建て 延べ 197.71 m²
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の村外転出に伴い、住宅を市に寄附 南砺市と相倉関係者の協議により居住者を募集 募集対象者の年齢や地域コミュニティの維持、集落一帯が文化財であることを理解し保存に協力することなどを条件として募集した結果、全国から54組の応募があり、最終的に1世帯を選考 選考から漏れた2世帯は、五箇山地域に移住



資料) 財団法人 世界遺産相倉合掌造り集落保存財団HP

○ 金沢大学五箇山セミナーハウス（平地域）

概 要	
住宅概要	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：南砺市相倉 126 番地 1 名称等：旧窪田家：屋号 助市（すけち） 建築面積：81.15 m² 構造等：合掌造り茅葺き平屋建て
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 南砺市と金沢大学が包括連携協定を締結し、セミナーhausを開所 昭和 40 年代後半から空家となっていた家屋を市が改修 地域社会の形成および発展に寄与することを目的に、教育・研究・社会貢献活動などに活用 世界遺産相倉合掌造り集落でのゼミ開講や地域住民との交流・田舎暮らし・ボランティア活動などによる地域活性化にもつながるものと期待されている



資料) 南砺市資料

○ 彌右衛門屋プロジェクト（井波地域）

概 要	
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 市に寄贈された国登録有形文化財（斎賀家住宅）を市が改修し、住民有志で組織された彌右衛門屋プロジェクトが維持管理・運営（平成 29 年 4 月 22 日オープン） ・ショップ（着物レンタル・着付け、フェアトレード）や学習会（歴史の学習会、趣味の集まり、茶会（茶室）、展示会（蔵））で活用 ・サポーターからの応援金を募集し、運営・管理費用に充当



資料) 南砺市HP

○老朽危険空き家除却支援事業の概要

表 老朽危険空き家除却支援事業の概要

概 要	<p>○補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・空き家の所有者又はその委任を受けた者若しくは相続関係人・固定資産税その他の市税を滞納していない者・この補助金の交付を受けたことがない者 <p>○補助となる空家（以下の要件に全て該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none">・一戸建て（附属建物を除く。）・物権（所有権を除く。）又は賃借権が設定されていないもの・老朽度判定基準で100点以上の評点であるもの <p>○補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none">・50万円 <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none">・2分の1
活用実績	・累計3件（平成26年度～平成28年度）

資料) 南砺で暮らしません課資料（平成29年3月末現在）

(2) 民間による施策実績

○ 城端生き活きプロジェクト（城端地域）

概 要	
経緯等	<ul style="list-style-type: none">・城端地域の住民や町おこしアドバイザー、一級建築士、大学研究員などの応援者で設立した一般社団法人城端景観・文化保全機構により、空家となった町家を取得・再生に取り組む事業・城端曳山祭時の庵唄の所望宿やまちづくり勉強会、庵唄の練習会場としての活用や所有者からの委託による空家管理等を実施



資料) 富山県HP（国登録有形文化財の登録について）：荒町庵

○ BED AND CRAFT プロジェクト（井波地域）

概 要	
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 建築家や彫刻家などでつくる任意団体（コラレ アルチザン ジャパン）が、古民家等を改修し、ゲストハウスとして活用する取組 これまでに3棟のゲストハウスを運営（KIRAKU-KAN、TATEGU-YA、MOMO-HOUSE） 地元の職人（漆芸家、彫刻師、仏師）の指導を受け、箸の漆塗りや木彫りスプーン、蓮の豆皿制作体験が可能 地域のカフェや商店、レストランと連携



資料) BED AND CRAFT HP

①KIRAKU-KAN、②TATEGU-YA、③MOMO-HOUSE

○長屋改修プロジェクト（井波地域）

概要	
住宅概要	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：南砺市井波 延べ面積：122.68 m² 構造等：木造2階建て 改修事業費：約380万円／戸
経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年に空き家となった住宅を、民間企業の厚生施設（寮）として平成28年に用途を長屋とし改修を行った取組 当前面道路幅員の関係から一般的な改修方法では減築となるケースであったが、用途を長屋とすることで減築を回避



改修前（外観）



改修後（外観）



改修前（内部）



改修後（内部）

○ N i s h i c h i マルシェ（福野地域）

概 要	
経緯等	<ul style="list-style-type: none">・福野地域のまちづくりグループ（福野家守舎）等が主体となり空家を活用しワークショップ（缶バッヂや髪留め等の制作、まち歩き）や物販、飲食の提供等を行う取組・平成 29 年 4 月から月に一度の頻度で実施



資料) 南砺市HP

南砺市空家等対策計画

平成29年9月

〔発行〕 南砺市 市民協働部 南砺で暮らしません課

〒932-0231 富山県南砺市山見1739番地2

井波コミュニティプラザ「アスモ」2階

TEL 0763 - 23 - 2037 FAX 0763 - 82 - 1070
